

厚生労働省神奈川労働局発表
令和元年8月29日

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部監督課

課長

細貝 浩之

主任地方労働基準監察監督官 疋崎 雅夫

(電話) 045(211)7351 (内線 6031)

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成30年の監督指導、送検等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは74.0%～

神奈川労働局（局長 荻原俊輔）は、このたび、平成30年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得し、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施者においては、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しています。

こうした中、神奈川労働局や管内労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

平成30年の監督指導・送検の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 131 事業場（実習実施者）のうち 97 事業場（74.0%）。
- 主な違反事項は、①労働時間 (23.7%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (19.1%)、③割増賃金の支払 (14.5%) の順に多かった。
- 重大又は悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 1 件。

神奈川労働局や管内労働基準監督署は、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大又は悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

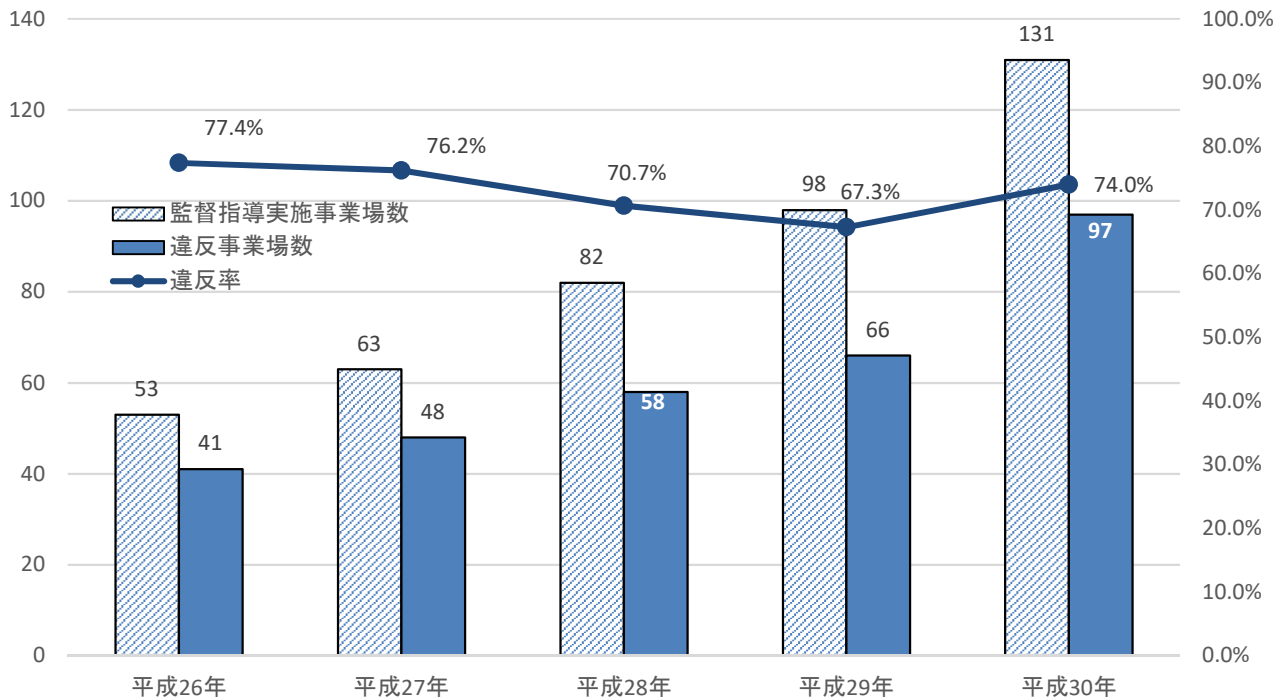
【別紙】 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）

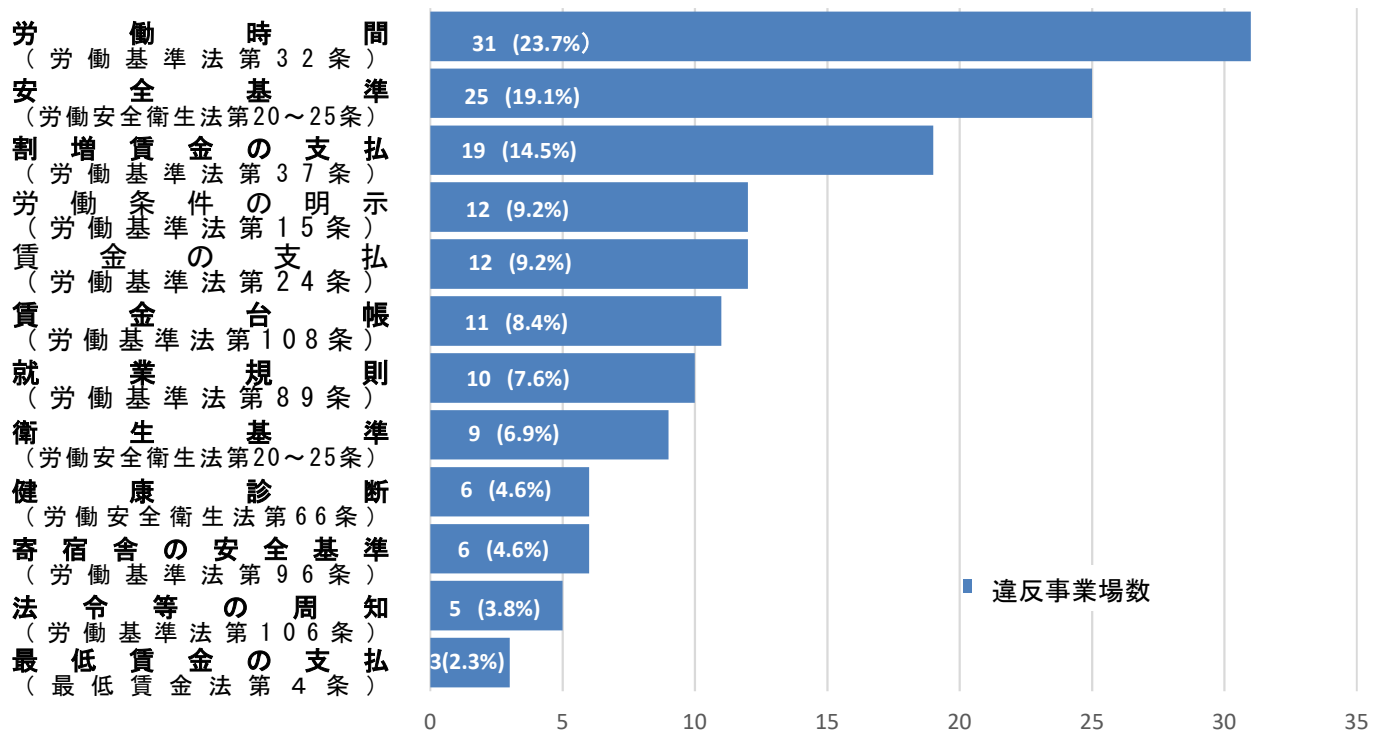
1 監督指導状況

(1) 神奈川労働局内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して131件の監督指導を実施し、その74.0%に当たる97件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.7%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.1%）、③割増賃金の支払（14.5%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			労働時間	安全基準	労働条件の 明示
機械・金属	43	29 (67.4%)	労働時間 10(23.2%)	安全基準 9(21.0%)	労働条件の 明示 6(14.0%)
食料品製造	23	17 (73.9%)	労働時間 12(52.2%)	割増賃金の 支払 5(21.7%)	安全基準 3(13.0%)
建設	49	36 (73.5%)	安全基準 10(20.4%)	割増賃金の 支払 8(16.3%)	賃金の支払 6(12.2%)
<参考> 全業種	131	97 (74.0%)	労働時間 31(23.7%)	安全基準 25(19.1%)	割増賃金の 支払 19(14.5%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例

外部機関からの長時間労働に関する情報提供を端緒に監督指導を実施

概要

- 公益財団法人国際研修協力機構から情報提供があったもの。情報の内容は「雇用契約書上は8時から17時までの勤務時間となっているが、実際には6時半から19時まで勤務をし、残業代が支給されない」というもの。
- 事業主と接触し上記情報について確認したところ、勤務時間の記録は事業主が現認し、保有する自身のパソコンに労働者すべての出退勤時間を記録するというものであったが、時間計算の一部に誤りが認められるなど、労働時間の把握方法に問題が認められた。
- なお事業場の所在地を臨検したところ、資材置き場であったが、当該敷地内にプレハブの建物が建っていたが、後日事業主に確認したところ、技能実習生が居住していることが判明した。

指導内容

- 1 技能実習生に対して、36協定を締結することなく、違法な時間外・休日労働を行わせていたため是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）・第35条違反（休日）、時間外・休日労働の削減

- 2 労働時間の管理が正確でなかったことから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に則した時間管理を行うように指導した。

指導事項

労働時間の適正把握（指導票）

- 3 技能実習生が居住していた住居が事業附属寄宿舍規程に合致したものでなかったことから、是正勧告を行い、改善を求めた。

指導事項

事業附属寄宿舍規程第13条の2、17条、19条、23条、29条、31条

指導の結果

- 36協定の締結・届出を適正に行った。
- 技能実習生の労働時間の管理方法について、実習生自身がパソコンに出勤および退勤時間を入力し、これを事業主が確認する方法に変更した。
- 従来技能実習生が居住していた寄宿舍については事業附属寄宿舍規程に則した改善が困難であったことから、付近のマンションを会社側が借り受け、新たな住居とした。

2 送検状況

技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は1件であった。

事例

技能実習生からの申告を端緒に捜査に着手し、最低賃金法違反により送検

捜査経過

- 塗装業を営む事業場について、当該事業場にて勤務していた技能実習生より、1か月分の賃金が未払いである旨の申告が所轄の労働基準監督署になされた。
- 関係資料や技能実習生の聴取内容から、概ね申告内容と同様の状況が確認された。
- 捜査の結果、技能実習生5名に対して1か月分の賃金未払総額約100万円が明らかとなった。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主
所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を全額支払わなかったこと。

違反条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金額以上の支払）